

長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、健全な教育活動を推進するため、長岡京市立中学校に在籍する生徒が参加する学校体育・文化活動推進事業に対して長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象とする者は、次のとおりとする。

- (1)長岡京市立中学校バドミントン競技力向上推進協議会
- (2)長岡京市立中学校吹奏楽推進協議会
- (3)長岡京市立中学校水泳競技力向上推進協議会

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、次のとおりとする。

- (1)長岡京市立中学校バドミントン競技力向上推進事業
- (2)長岡京市立中学校吹奏楽推進事業
- (3)長岡京市立中学校水泳競技力向上推進事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象とする経費は、前条の事業を実施するために必要な講師・指導者謝礼、消耗品費、印刷製本費及び会場借上費等とし、補助金の額は予算額の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、当該年度の市長の定める日までに、教育長を經由して市長に提出しなければならない。

- (1)事業実施計画書（様式第2号）
- (2)事業収支予算書（様式第3号）

(3)その他市長が必要とする書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、交付申請を受けた日の翌日から起算して30日以内に長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「交付決定通知書」という。)により当該申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

(1)この補助金は、長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。

(2)補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。

(3)補助事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

(交付申請の取下げ)

第7条 申請者は、事業実施計画の変更等により補助金を受ける必要がなくなったときは、第5条の規定による交付申請を取り下げることができる。

(事業計画の変更及び承認)

第8条 申請者が事業計画を変更するときは、事業計画変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業計画変更承認申請書を受理したときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、事業計画変更承認書(様式第6号)により通知するものとする。

(事業終了報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときから30日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度の末日のいずれか早い日までに、長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金事業終了報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて教育長を経由して市長に報告しなければならない。

(1)事業実績報告書(様式第8号)

(2)事業収支決算書(様式第9号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第10条 市長は、前条の規定による事業終了報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを審査し、適正な補助金の額を確定し、長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(請求及び交付)

第11条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助対象者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付の特例)

第12条 市長は、補助対象者のうち、特に必要があると認めたものに対しては、前条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に補助金を概算交付することができる。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする補助対象者は、長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金概算交付請求書（様式第12号）に第6条の規定による交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、第11条の規定により補助金の交付を受けた場合において、補助金交付済額が事業終了報告に基づく必要な補助金を超えたときは、当該補助対象者に対して、その差額を返還させなければならない。

(延滞金)

第14条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助対象者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(書類の整備及び保存)

第15条 補助対象者は、補助金の交付に係る関係書類を整備し、常にその状態を把握しておかなければならない。

2 補助対象者は、毎年度末から起算して5年を経過する日まで関係書類を保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年月日

長岡京市長様

住所

長岡京市立中学校

推進協議会

会長

年度長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金交付申請書

年度長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金の交付を受けた
いので、長岡京市学校体育・文化活動事業補助金交付要綱第5条の規定によ
り、関係書類を添えて、下記のとおり当該補助金の交付を申請いたします。

記

1. 補助事業名 長岡京市立中学校_____推進事業
2. 交付申請額 _____円
3. 添付書類 事業実施計画書（様式第2号）
事業収支予算書（様式第3号）

様式第2号（第5条関係）

事業実施計画書

| | |
|-----------|------------------|
| 1 事業の名称 | 長岡京市立中学校 推進事業 |
| 2 事業の目的 | |
| 3 事業の概要 | |
| 4 事業の実施時期 | |
| 5 事業の実施場所 | |

様式第3号（第5条関係）

事業収支予算書

（単位：円）

収入

| 科目 | 本年度予算額 | 前年度決算額 | 説明 |
|------|--------|--------|----|
| 市補助金 | | | |
| 計 | | | |

支出

| 科目 | 本年度予算額 | 前年度決算額 | 説明 |
|----|--------|--------|----|
| | | | |
| 計 | | | |

以上のとおり相違ありません。

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

長岡京市立中学校 推進協議会
会 長 様

長岡京市長 印

長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありましたみだしの補助金について、長岡京市学校体育・文化活動推進補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 長岡京市立中学校 推進事業
- 2 補助見込額
- 3 補助条件
 - (1) この補助金は、長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないこと。
 - (2) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあること。
 - (3) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市立中学校 推進協議会
会長 様

長岡京市長印

事業計画変更承認書

年 月 日付で申請のありました事業計画変更については下記の条件を付して承認します。

記

- 1 承認条件 1)補助見込額 金 円
2)
3)
4)

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

長岡京市長様

住所

長岡京市立中学校

推進協議会

会長

長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金事業終了報告書

年 月 日付で交付決定を受けたみだしの補助金についての補助事業を終了したので、長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金要綱第9条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1、補助事業名 長岡京市立中学校 推進事業

- 2、終了年月日 年 月 日

- 3、添付資料 事業実績報告書（様式第8号）
 事業収支決算書（様式第9号）

様式第8号（第9条関係）

事業実績報告書

| | | |
|---|--------|------------------|
| 1 | 事業の名称 | 長岡京市立中学校 推進事業 |
| 2 | 事業の目的 | |
| 3 | 事業の概要 | |
| 4 | 事業実施時期 | |
| 5 | 事業実施場所 | |

様式第9号（第9条関係）

事業収支決算書

（単位：円）

| 収 入 | | | |
|----------|--------|--------|----|
| 科目 | 本年度予算額 | 本年度決算額 | 説明 |
| 市補助 金 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |
| 支 出 | | | |
| 科目 | 本年度予算額 | 本年度決算額 | 説明 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |

以上のとおり相違ありません。

様式第10号（第10条関係）

第号
年月日

様

長岡京市長 印

長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定した長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金について、長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

4. 補助事業名 長岡京市立中学校 推進事業
5. 既交付額（A） 金 _____ 円
6. 交付確定額（B） 金 _____ 円

様式第11号（第11条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所

長岡京市立中学校

推進協議会

会長

長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金交付請求書

年 月 日付で確定通知があったみだしの補助金について、長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金交付要綱第11条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 実施事業名 長岡京市立中学校 推進事業

2 請求内訳

| 交付確定額 | 請求金額 |
|-------|------|
| 円 | 円 |

3 添付書類

補助金交付確定通知書の写し

様式第12号（第12条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住所

長岡京市立中学校

推進協議会

会長

長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定があったみだしの補助金について、長岡京市学校体育・文化活動推進事業補助金交付要綱第12条に基づき、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 実施事業名 長岡京市立中学校 推進事業

2 請求内訳

| 交 付 決 定 額 | 請 求 金 額 |
|-----------|---------|
| 円 | 円 |

3 概算請求を必要とする理由

4 添付書類

補助金交付決定通知書の写し